

参考資料

令和4年12月第4回定例会

令和4年大府市議会第4回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和3年12月	令和4年12月
1 条 例	8	9
(1) 制 定	3	3
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	5	6
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	4	3
(1) 一般会計予算	3	2
(2) 特別会計予算	1	0
(3) 企業会計予算	0	1
3 その他の議案	10	2
4 人 事 案 件	2	1
計	24	15

令和4年大府市議会第4回定例会提出議案

【条 例】

- 議案第66号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第67号 個人情報保護法制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第68号 大府市下水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第69号 大府市職員定数条例及び大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
議案第70号 大府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
議案第71号 大府市手数料条例の一部改正について
議案第72号 大府市使用料条例の一部改正について
議案第73号 大府市子ども・若者支援地域協議会条例の一部改正について
議案第74号 大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第75号 令和4年度大府市一般会計補正予算（第9号）
議案第76号 令和4年度大府市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第77号 令和4年度大府市一般会計補正予算（第10号）

【その他】

- 議案第78号 指定管理者の指定について
議案第79号 工事請負契約の変更について

後日提案

【人 事】

- 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【条 例】

議案第 6 6 号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正等に伴い、関係する 1 0 条例について、職員の定年、給与、退職手当等に係る規定を整備するため、条例を制定するもの

（内 容）

第 1 条 大府市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年大府市条例第 6 号）の一部改正

- ・定年の段階的な引上げ
- ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入
- ・定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度（時限措置）の導入

第 2 条 大府市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年大府市条例第 3 1 号）の一部改正

- ・定年の引上げ及び役職定年制の導入に伴う職員の給与に関する特例の創設

第 3 条 大府市職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年大府市条例第 8 号）の一部改正

- ・定年の引上げ及び役職定年制の導入に伴う職員の退職手当に関する特例の創設

第 4 条 大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 5 年大府市条例第 8 1 号）の一部改正

- ・地方公共団体の職員に準じた規定の整備

第 5 条 大府市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 4 5 年大府市条例第 1 6 号）の一部改正

- ・第 2 条による定年の引上げ及び役職定年制の導入に伴う職員の給与に関する特例の創設に伴う規定の整備

第 6 条 大府市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年大府市条例第 1 号）の一部改正

第 7 条 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大府市条例第 2 号）の一部改正

第 8 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年大府市条例第 3 5 号）の一部改正

第 9 条 大府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年大府市条例第 2 9 号）の一部改正

- ・役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

第 1 0 条 大府市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年大府市条例第 1 号）の廃止

- ・現行の再任用制度の廃止

※「定年制度の改正の概要」参照（9 頁）

（施行期日）

令和 5 年 4 月 1 日

（担当課等）

秘書人事課、水道経営課

議案第67号 個人情報保護法制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、関係する4条例について、個人情報保護法制の見直しに係る規定を整備するため、条例を制定するもの

（内 容）

第1条 大府市情報公開条例（平成12年大府市条例第1号）の一部改正

- ・ 行政機関等匿名加工情報を不開示情報に追加するもの
- ・ 大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）に、情報公開・個人情報保護関係手数料を新たに定めることに伴う費用の負担に係る規定の削除

第2条 大府市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年大府市条例第1号）の一部改正

- ・ 審議会を行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として位置付けるもの
- ・ 審議会の調査審議事項の見直し

第3条 大府市手数料条例の一部改正

- ・ 情報公開・個人情報保護関係手数料を追加するもの

第4条 大府市個人情報保護条例（平成17年大府市条例第3号）の廃止

- ・ 個人情報の保護に関する法律が地方公共団体の機関に直接適用されることに伴う条例の廃止

（施行期日）

令和5年4月1日

（担当課等）

行政管理課

議案第68号 大府市下水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、関係する9条例について、規定の整備を行うため、条例を制定するもの

（内 容）

第1条 大府市水道事業の設置等に関する条例（昭和45年大府市条例第80号）の一部改正

- ・ 題名の改正 「大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」
- ・ 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとするもの
- ・ 水道事業に係る規定と下水道事業に係る規定の統合

- ・上下水道事業の管理者の権限の所在を明確化することに伴う規定の整備
- 第2条 大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- 第3条 大府市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年大府市条例第43号）の一部改正
- 第4条 大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号）の一部改正
- 第5条 大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）の一部改正
- 第6条 大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号）の一部改正
- 第7条 大府市公契約基本条例（平成30年大府市条例第1号）の一部改正
 - ・上下水道事業の管理者の権限の所在を明確化することに伴う規定の整備
- 第8条 大府市事務分掌条例（平成16年大府市条例第28号）の一部改正
 - ・水と緑の部の分掌事務から「下水道に関すること。」を削除するもの
- 第9条 大府市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大府市条例第33号）の廃止
 - ・水道事業に係る規定と下水道事業に係る規定を統合することに伴う条例の廃止

(施行期日)

令和5年4月1日

(担当課等)

水道経営課、行政管理課、企画広報課

議案第69号 大府市職員定数条例及び大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

職員の定数の算定対象の見直し等を行うため、条例を改正するもの

(内 容)

- 第1条 大府市職員定数条例（昭和45年大府市条例第94号）の一部改正
 - ・短時間勤務の再任用職員を定数に含めることとするもの
 - ・下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う職員の区分の見直し
 - ・市長の事務部局のうち、社会福祉事務所の職員に係る定数の割振りの変更
- 第2条 大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和45年大府市条例第86号）の一部改正
 - ・消防職員の定数の算定方法を大府市職員定数条例の例によることとするもの

(施行期日)

令和5年4月1日

(担当課等)

秘書人事課、消防総務課

議案第70号 大府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正等に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 失業者の退職手当の支給期間に係る特例の創設
- ・ 特定退職者である失業者の退職手当に係る地域延長給付の適用期限の延長

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

秘書人事課

議案第71号 大府市手数料条例の一部改正について

個人番号カードを利用した多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料を見直すとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 個人番号カードを利用した多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の創設
令和5年3月1日から令和8年3月31日までの間
「300円」 → 「200円」
- ・ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る申請区分の見直し
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等に係る申請区分の見直し

（施行期日）

公布の日。ただし、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例に係る部分は、令和5年3月1日

（担当課等）

市民課、都市政策課

議案第72号 大府市使用料条例の一部改正について

小学校の体育館に空気調和設備を新設すること及び大府北中学校のテニスコートを市民に開放することに伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・大府、共長、吉田、東山及び大東の5小学校に係る空気調和設備使用料の規定の追加
- ・大府北中学校のテニスコート使用料を規定するもの

(施行期日)

令和5年4月1日

(担当課等)

健康都市スポーツ推進課

議案第73号 大府市子ども・若者支援地域協議会条例の一部改正について

子ども・若者から壮年期の者まで、年齢を問わない切れ目のない支援を行うため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・題名の改正 「大府市ひきこもり支援地域協議会条例」
- ・協議会の所掌事務として、壮年期の者のひきこもりに係る支援等を追加するもの

(施行期日)

令和5年4月1日

(担当課等)

福祉総合相談室

議案第74号 大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

第4次大府市都市計画マスタープランに定められた地域課題に対応するため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の規定により市街化調整区域における開発行為を許可できるとし、当該許可に係る土地の区域及び予定建築物等の用途を規定するもの

(施行期日)

公布の日

(担当課等)

都市政策課

【補正予算】

- 議案第75号 令和4年度大府市一般会計補正予算（第9号）
議案第76号 令和4年度大府市下水道事業会計補正予算（第2号）

※「第4回定例会補正予算（その1）の概要」参照（11頁）

- 議案第77号 令和4年度大府市一般会計補正予算（第10号）

※「第4回定例会補正予算（その2）の概要」参照（17頁）

【その他】

- 議案第78号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

（内 容）

- ・ 公の施設の名称 大府市民活動センター
- ・ 指定の相手方 安城市東栄町一丁目7番22号内藤ビル2F
特定非営利活動法人愛知ネット
理事長 天 野 竹 行
- ・ 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（23頁）

（担当課等）

協働推進課

- 議案第79号 工事請負契約の変更について

令和3年大府市議会第4回定例会（議案第70号）において議決を得た統合新設保育園建設工事（建築工事）について、次のとおり変更契約を締結するため、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年大府市条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

（内 容）

- ・ 契約の目的 統合新設保育園建設工事（建築工事）
- ・ 契約金額 変更前 431,200,000円
変更後 476,432,000円
- ・ 契約の相手方 名古屋市昭和区白金三丁目13番12号
大明建設株式会社
代表取締役 眞 野 裕 英

※「統合新設保育園建設工事の変更概要」参照（34頁）

（担当課等）

幼児教育保育課

後日提案

【人 事】

議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

（内 容）

- ・委員3名のうち1名の任期（3年）が満了することに伴い、委員を選任するもの

（担当課等）

法務財政課

定年制度の改正の概要

1 制度改正の趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承することを目的とする。

2 主な改正内容と条例との対応

(1) 定年の段階的な引上げ

定年条例関係

現行の 60 歳の定年を段階的に引き上げ 65 歳とする。

年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
出生年度	S38 生まれ	60 歳	61 歳 退職	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	暫定再任用			
	S39 生まれ		60 歳	61 歳	62 歳 退職	63 歳	64 歳				
	S40 生まれ			60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 退職	64 歳	65 歳	暫定再任用	
	S41 生まれ				60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳 退職	65 歳	暫再
	S42 生まれ						60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳
定年		61 歳		62 歳		63 歳		64 歳		65 歳	

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年条例関係

若年層の職員の昇進機会を確保し、組織活力の維持のため、管理監督職に就いている職員を原則として、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日までの期間（異動期間）に、管理監督職以外の職への降任又は降給を伴う転任をさせるものとする。

ただし、役職定年制の例外として、職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性がある場合は、引き続き管理監督職として勤務させることができる。（特例任用）

	勤務延長型特例任用	異動可能型特例任用
概要	異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせるもの	異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせるもの又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群(※)の他の管理監督職に降任若しくは転任させるもの
任用期間	最長 3 年間	最長 5 年間
給与	7 割水準とならない（10 割）	原則として 7 割水準

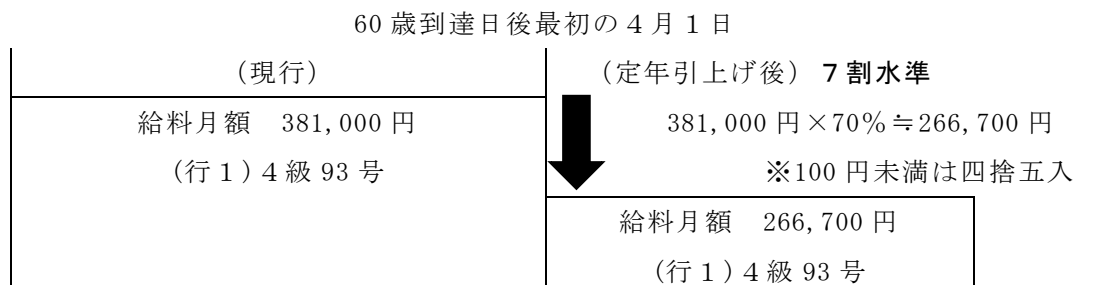
(※)特定管理監督職群とは、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、欠員補充ができない年齢別人員構成等の特別の事情があるものとして規則で定める管理監督職をいう。

(3) 60歳に達した職員の給料月額の設定及び調整額の創設

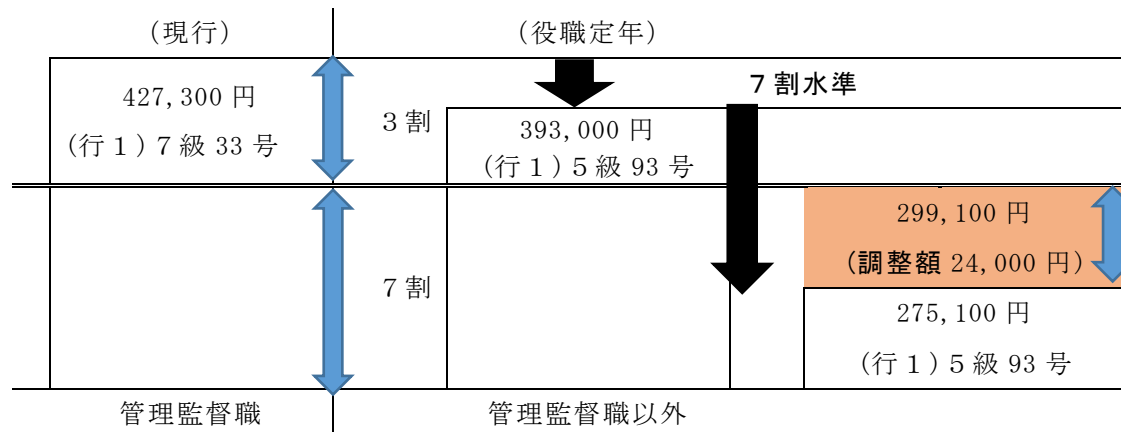
給与条例関係

職員の給料月額は、当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、原則として、その者の職務の級及び号給に応じた額の7割水準とするとともに、役職定年制による降任等をされた場合などに調整額を支給する。

【管理監督職以外の職員の例】



【管理監督職の職員の例】



(4) 退職手当に係る規定の整備

退職手当条例関係

60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準の給料月額となる場合は、退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）が適用される。

また、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

(5) 定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度（時限措置）の導入

定年条例関係

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後定年前に、本人の希望により退職した者を、引上げ後の定年退職相当日まで短時間勤務の職（定年前再任用短時間勤務職員）に採用できる制度を導入する。

なお、定年が65歳になる令和13年度までは、経過措置として引上げ後の定年から65歳までの間について、これまでの再任用職員と同様の働き方で「暫定再任用職員」として勤務することができる。

3 施行期日

令和5年4月1日

第4回定例会補正予算（その1）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する補正予算のうち、一般会計補正予算（第9号）及び下水道事業会計補正予算（第2号）は、補正予算額が146,775千円の増額で、補正後の予算規模は、52,438,042千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第9号）は、補正予算額が138,393千円の増額で、補正後の予算規模は、37,276,295千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、市民球場下水道整備工事負担金8,382千円を新たに計上するとともに、中学校整備工事費28,451千円を増額するものである。

また、コロナ禍における物価高騰等に直面する市民や事業者を強力かつ迅速に支援することを目的として、認定保育室等光熱費高騰対策補助金699千円及び省エネルギー設備導入支援事業費補助金20,000千円を新たに計上するとともに、市民活動センター指定管理委託料807千円、循環バス運行管理負担金1,800千円、民間保育所等食料費等補助金2,563千円、物価等高騰対策総合支援事業補助金38,650千円、学校給食運営事業に係る賄材料費5,860千円等を増額するものである。

歳入では、保育所等給食費軽減対策支援金14,254千円を新たに計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金202,608千円及び財政調整基金繰入金40,833千円をそれぞれ増額するほか、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金119,302千円を減額するものである。

（2）下水道事業会計

下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出で、調査測量・設計監理委託料を増額するとともに、資本的収入で、公共下水道事業工事負担金を新たに計上するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和3年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	37,137,902	138,393	37,276,295	38,530,771	△1,254,476	△3.3
特別会計	8,838,278	0	8,838,278	8,967,291	△129,013	△1.4
国民健康保険	7,351,877	0	7,351,877	7,620,920	△269,043	△3.5
後期高齢者医療	1,486,401	0	1,486,401	1,346,371	140,030	10.4
企業会計	6,315,087	8,382	6,323,469	5,710,334	613,135	10.7
水道事業	3,139,138	0	3,139,138	2,547,871	591,267	23.2
下水道事業	3,175,949	8,382	3,184,331	3,162,463	21,868	0.7
合計	52,291,267	146,775	52,438,042	53,208,396	△770,354	△1.4

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,784,976	202,608	5,987,584	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金増額 202,608
16 県支出金	2,635,664	14,254	2,649,918	保育所等給食費軽減対策支援金 14,254
19 繰入金	2,684,656	△78,469	2,606,187	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 減額 △119,302 財政調整基金繰入金増額 40,833
計	37,137,902	138,393	37,276,295	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	5,136,621	20,432	5,157,053	市民活動センター事業 市民活動センター指定管理委託料増額 807 石ヶ瀬会館施設運営事業 石ヶ瀬会館指定管理委託料増額 2,185 愛三文化会館管理事業 愛三文化会館指定管理委託料増額 15,640 公共交通機関事業 循環バス運行管理負担金増額 1,800
3 民生費	15,550,399	4,175	15,554,574	児童センター指定管理事業 神田児童老人福祉センター北崎分館指定 管理委託料増額 151 共和西児童老人福祉センター指定管理委 託料増額 447 東山児童老人福祉センター指定管理委託 料増額 315 認可外保育施設事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 202 認定保育室等光熱費高騰対策補助金 699 私立保育園運営事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 1,754 地域型保育給付事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 74 認定こども園事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 533
6 農林水産業費	346,877	38,650	385,527	営農振興事業 物価等高騰対策総合支援事業補助金 増額 38,650

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
7 商工費	2,009,761	20,216	2,029,977	新事業創出支援事業 省エネルギー設備導入支援事業費補助金 20,000 健康にぎわいステーション事業 健康にぎわいステーション指定管理委託料増額 216
10 教育費	3,724,337	54,920	3,779,257	中学校施設整備管理事業 中学校整備工事増額 28,451 スポーツ施設運用事業 体育施設指定管理委託料増額 12,227 スポーツ施設整備事業 市民球場下水道整備工事負担金 8,382 学校給食運営事業 賄材料費増額 5,860
計	37,137,902	138,393	37,276,295	

4 下水道事業会計

(1) 資本的收入

公共下水道事業工事負担金
計

千円

8,382

8,382

(2) 資本の支出

調査測量・設計監理委託料増額
計

千円

8,382

8,382

5 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和3年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和4年度中増減見込額			令和4年度末 残高見込額	令和4年度中増減見込額		令和4年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		4,184,280	10,956	1,170,653	316,175	5,049,714		40,833	5,008,881
奨学基金		44,188			5,396	38,792			38,792
減債基金		134,179	200,041			334,220			334,220
緑化基金		163,689			4,981	158,708			158,708
文化振興基金		42,570			6,622	35,948			35,948
国際交流基金		85,989			2,398	83,591			83,591
スポーツ振興基金		61,027	3,000		2,998	61,029			61,029
協働のまちづくり推進基金		14,612			1,599	13,013			13,013
公共施設等整備基金		989,663	154,128			1,143,791			1,143,791
みちづくり基金		556,405	242		138,601	418,046			418,046
子ども・子育て応援基金		206,231	200,005		57,841	348,395			348,395
ふるさとおおぶ応援基金		1,949,116	1,002,499		1,600,000	1,351,615			1,351,615
新型コロナウイルス感染症対策基金		1,007,756	1,238		547,944	461,050		△119,302	580,352
地方創生応援基金		1,102	4,002		101	5,003			5,003
合	計	9,440,807	1,576,111	1,170,653	2,684,656	9,502,915	0	△78,469	9,581,384

国民健康保険財政調整基金		371,206	19			371,225			371,225
--------------	--	---------	----	--	--	---------	--	--	---------

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第4回定例会補正予算（その2）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する一般会計補正予算（第10号）は、補正予算額が159,458千円の増額で、補正後の予算規模は、37,435,753千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金7,667千円を新たに計上するとともに、地方創生応援基金積立金1,000千円、結婚新生活支援補助金2,400千円、ウクライナ避難民支援事業費補助金55千円、知事選挙事務管理事業に係る自動車借上料578千円、発達支援センターおひさま事業指定管理委託料795千円、発達支援センターみのり事業指定管理委託料159千円、保育所整備工事費45,232千円、幹線道路整備事業に係る土地購入費12,211千円、スポーツ振興基金積立金3,000千円、公共施設に係る光熱水費86,252千円等を増額するものである。

歳入では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金7,667千円及び知多北部広域連合負担金返還金38,922千円を新たに計上するとともに、障害児通所給付費負担金477千円、社会資本整備総合交付金6,000千円、地域少子化対策重点推進交付金1,200千円、県知事選挙委託金687千円、スポーツ推進事業寄附金3,000千円、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金1,000千円、ウクライナ避難民支援寄附金55千円、財政調整基金繰入金100,211千円等を増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和3年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	37,276,295	159,458	37,435,753	38,530,771	△1,095,018	△2.8
特別会計	8,838,278	0	8,838,278	8,967,291	△129,013	△1.4
国民健康保険	7,351,877	0	7,351,877	7,620,920	△269,043	△3.5
後期高齢者医療	1,486,401	0	1,486,401	1,346,371	140,030	10.4
企業会計	6,323,469	0	6,323,469	5,710,334	613,135	10.7
水道事業	3,139,138	0	3,139,138	2,547,871	591,267	23.2
下水道事業	3,184,331	0	3,184,331	3,162,463	21,868	0.7
合計	52,438,042	159,458	52,597,500	53,208,396	△610,896	△1.1

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	5,987,584	14,144	6,001,728	障害児通所給付費負担金増額 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 社会資本整備総合交付金増額	477 7,667 6,000
16 県支出金	2,649,918	2,126	2,652,044	障害児通所給付費負担金増額 地域少子化対策重点推進交付金増額 県知事選挙委託金増額	239 1,200 687
18 寄附金	1,014,928	4,055	1,018,983	スポーツ推進事業寄附金増額 (株式会社松尾製作所始め2件) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金 増額(1件) ウクライナ避難民支援寄附金増額(2件)	3,000 1,000 55
19 繰入金	2,606,187	100,211	2,706,398	財政調整基金繰入金増額	100,211
21 諸収入	1,332,939	38,922	1,371,861	知多北部広域連合負担金返還金	38,922
計	37,276,295	159,458	37,435,753		

(2) 歳 出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	5,157,053	15,142	5,172,195	財政分析事業	
				地方創生応援基金積立金増額(寄附充当)	1,000
				庁舎管理事業	
				光熱水費増額	11,000
				男女共同参画推進事業	
				結婚新生活支援補助金増額	2,400
				多文化共生事業	
				ウクライナ避難民支援事業費補助金増額 (寄附充当)	55
				知事選挙事務管理事業	
				投票管理者等報酬増額	12
				消耗品費増額	25
				自動車借上料増額	578
				投票所設備等借上料増額	72
3 民生費	15,554,574	67,039	15,621,613	老人福祉施設整備事業	
				認知症高齢者グループホーム等防災 改修等支援事業費補助金	7,667
				ふれ愛サポートセンター管理運営事業	
				光熱水費増額	466
				大府児童老人福祉センター事業	
				光熱水費増額	445
				神田児童老人福祉センター事業	
				光熱水費増額	273
				北山児童老人福祉センター事業	
				光熱水費増額	372
				共長児童センター事業	
				光熱水費増額	347
				吉田児童老人福祉センター事業	
				光熱水費増額	309
				石ヶ瀬児童老人福祉センター事業	
				光熱水費増額	254
				保育所維持管理事業	
				光熱水費増額	10,610
				子どもステーション管理事業	
				光熱水費増額	110
				発達支援センター管理事業	
				発達支援センターおひさま事業指定管理 委託料増額	795
				発達支援センターみのり事業指定管理 委託料増額	159
				保育所整備事業	
				保育所整備工事増額	45,232

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
4 衛生費	3,620,330	1,009	3,621,339	保健センター施設管理運営事業 光熱水費増額	1,009
8 土木費	4,198,997	12,211	4,211,208	幹線道路整備事業 土地購入費増額	12,211
10 教育費	3,779,257	64,057	3,843,314	小学校運営事業 光熱水費増額	40,432
				中学校運営事業 光熱水費増額	18,555
				大府公民館事業 光熱水費増額	134
				横根公民館事業 光熱水費増額	449
				神田公民館事業 光熱水費増額	310
				北山公民館事業 光熱水費増額	142
				共長公民館事業 光熱水費増額	94
				長草公民館事業 光熱水費増額	551
				吉田公民館事業 光熱水費増額	125
				森岡公民館事業 光熱水費増額	201
				いきいきプラザ事業 光熱水費増額	64
				スポーツ施設運用事業 スポーツ振興基金積立金増額(寄附充当)	3,000
計	37,276,295	159,458	37,435,753		

4 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和3年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和4年度中増減見込額			令和4年度末 残高見込額	令和4年度中増減見込額		令和4年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		4,184,280	10,956	1,170,653	357,008	5,008,881		100,211	4,908,670
奨学基金		44,188			5,396	38,792			38,792
減債基金		134,179	200,041			334,220			334,220
緑化基金		163,689			4,981	158,708			158,708
文化振興基金		42,570			6,622	35,948			35,948
国際交流基金		85,989			2,398	83,591			83,591
スポーツ振興基金		61,027	3,000		2,998	61,029	3,000		64,029
協働のまちづくり推進基金		14,612			1,599	13,013			13,013
公共施設等整備基金		989,663	154,128			1,143,791			1,143,791
みちづくり基金		556,405	242		138,601	418,046			418,046
子ども・子育て応援基金		206,231	200,005		57,841	348,395			348,395
ふるさとおおぶ応援基金		1,949,116	1,002,499		1,600,000	1,351,615			1,351,615
新型コロナウイルス感染症対策基金		1,007,756	1,238		428,642	580,352			580,352
地方創生応援基金		1,102	4,002		101	5,003	1,000		6,003
合	計	9,440,807	1,576,111	1,170,653	2,606,187	9,581,384	4,000	100,211	9,485,173
国民健康保険財政調整基金		371,206	19			371,225			371,225

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

特定非営利活動法人愛知ネットの概要

団体の名称	特定非営利活動法人愛知ネット
所在地	安城市東栄町一丁目7番22号内藤ビル2F
代表者	理事長 天野竹行
設立年月日	平成12年1月17日
設立目的	防災、災害救援のための地域市民に対する情報サービス支援を中心に、個人の地域情報の利用向上と市民活動団体の情報化支援のために、インターネット活用の普及等、社会活動における情報化推進に関する事業を行い、地域ネットワークを形成することにより、地域の防災に対する意識向上を通じて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
活動(事業)の種類	次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 社会教育の推進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 災害救援活動 4 情報化社会の発展を図る活動 5 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 6 子どもの健全育成を図る活動 7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 次の事業を行う。 1 防災・災害救援に関する事業 2 社会教育に関する啓発・施設管理運営事業 3 まちづくりに関する啓発事業 4 市民活動支援に関する事業 5 子どもの健全な育成に関する事業 6 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業 7 福祉サービスに関する事業 8 福祉ボランティア活動推進に関する事業
役員及び職員	1 理事 15人(理事のうち、1人を理事長とする。) 2 監事 4人 3 職員 91人

**大府市民活動センターの
管理運営に関する
事業計画書（抜粋）**

1 指定管理期間内の施設の管理運営の方針

(1) 管理運営の方針

① 設置目的から定める施設の管理運営理念

特定非営利活動法人愛知ネット（以下「当団体」という。）は、NPO・市民活動の中間支援施設の管理運営を、平成15年に初めて市町村から受託して以降、大府市、安城市、刈谷市、碧南市、豊橋市において、その役割を担ってきました。大府市においては、平成21年度から現在までの14年間にわたり、大府市民活動センター（以下「当施設」という。）の管理運営を行ってきております。

当施設は、平成18年4月に施行された「大府市協働のまちづくり推進条例（以下「まちづくり推進条例」という。）」に基づき、「市民活動の健全な発展を図る」ことを目的に平成21年に開設されました。まちづくり推進条例によると、「市民活動」とは「市民、自治会・コミュニティ、NPO、ボランティア及び事業者が自主的に参加して自発的に行う地域社会に貢献することを目的とする活動」のことを指します。そこで、当施設の管理運営理念として、次の理念を掲げることとし、多くの方に利用され、親しみの持てる魅力ある施設を目指します。

施設の管理運営理念

大府市民活動センターは、「市民活動」の健全な発展を図ることを効果的に達成するため、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市が、互いに協力し、支えあう協働の精神を市民の理解のもとに育み、協働のまちづくりの推進を図ることに寄与します。

② 基本方針

- ア) 利用者満足度の高いサービスと積極的な利用促進策を実施します。
- イ) 設置目的の実現を図るため、市民・地域・行政・企業との連携を進めます。
- ウ) 公の施設として公平・公正・安全を確保します。
- エ) 行政の代行者として高いコンプライアンス意識を徹底します。
- オ) 効果的かつ効率的な管理運営により経費縮減に努めます。

③ 事業内容について

当施設の設置目的の達成に寄与するため、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者を対象として、次の事業を展開していきます。

- ア) 市民活動に関する相談・援助に関する事業
- イ) 市民活動に関する情報の収集・提供に関する事業
- ウ) 市民活動のための場の提供に関する事業
- エ) 市民活動に関する研修及び学習の機会の提供に関する事業
- オ) その他市民活動の健全な発展に必要な事業

(2) 管理運営の目標

① 現状

当団体は、当施設の開設当初より設置目的を意識した管理運営を行い、多くの市民活動団体の育成・支援を行ってきました。現在の登録団体数は354団体（令和4年8月末）となっています。

市が定めた目標（指標）である「市民活動団体のマッチング数」、「協働企画提案事業応募団体数」、「調理室イベント・団体交流会・コラボまつり新規参加団体数」、「市民活動団体の育成（法人格取得指導）」については、令和元年度末頃から現在も続いている新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行の影響もあり、令和2年度は大きく目標を下回ってしまったものの、感染防止策に努めた結果、令和3年度には目標値前後の成果を出すところまで回復させることができました（表1参照）。

② 目標（指標）

■表1 市が仕様書にて定める目標（指標）（上段：目標 下段：実績）

区 分	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市民活動団体の マッチング数	26 38	28 31	40 10	40 38	40 -	40 -	40 -	40 -
協働企画提案事 業応募団体数	10 4	11 4	6 6	6 5	6 -	6 -	6 -	6 -
調理室イベン ト・団体交流会・ コラボまつり 新規参加団体数	18 36	18 21	18 15	18 22	18 -	18 -	18 -	18 -
市民活動団体の 育成（法人格取 得指導）	1 1	1 1	1 1	1 1	1 -	1 -	1 -	1 -

■表2 当団体にて定める独自目標（指標）（上段：目標 下段：実績）

区 分	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
来館者数	27,800 25,394	28,000 21,922	27,500 9,002	27,500 14,701	27,500 -	22,500 -	22,500 -	22,500 -
相談件数	350 554	380 502	560 352	560 416	560 -	400 -	400 -	400 -
登録団体数	370 374	380 393	385 342	390 353	395 -	350 -	350 -	350 -
登録個人数	100 64	125 78	50 80	50 85	50 -	80 -	80 -	80 -

2 住民が平等に施設を利用できるための基本的な考え方

(1) 平等利用について

① 申込時における市民の平等利用について

施設の利用申込みについては、問合せ及び予約に対応できるよう、2名以上のスタッフを常駐させるとともに、特定の団体に対し便宜を図ることのないよう、公正・公平に行っていきます。また、施設の予約状況についてはホームページで確認できるようにし、平等な利用機会が損なわれることのないようにします。今後も現状に満足することなく、利用者が公正・公平かつ快適に利用できる施設運営を行います。

② 事業実施における利用者の平等性の確保について

当施設で実施される各事業において、利用者の平等な利用を意識して取り組んでいきます。

(2) 適格性の確保について

当団体では市民活動支援に関する事業として、当施設の他、安城市民交流センター、碧南市市民活動センター及び刈谷市民ボランティア活動センターの指定管理者を受託し、多くの市民活動の育成・支援を行っており、市民活動支援のノウハウを豊富に有しております。

また、当団体において大府市の市長、議員その他の特別職又はその家族等を役員等に選任しておりません。

また、団体の運営に当たっては、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等、幅広い専門家を擁し、適正に行っています。

3 施設の効果（設置目的）を最大限に発揮するための考え方

(1) 市民活動の創出、拡大及び継続のための研修及び学習機会の提供について

① 基本的な考え方

② 講座（年10回以上）の開催

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 設置目的を意識した講座の開催（年間10回以上）

主に市民活動の創出・拡大段階を対象とした「車座集会」と、主に市民活動の拡大・継続段階を対象とした「スキルアップ講座」を実施します。「車座集会」は、あるテーマを設定し、そのテーマに造詣の深いゲストスピーカーを招いて意見交換することで、市民活動についての理解を深め、興味を持つきっかけを作ることが狙いです。「スキルアップ講座」は、市民活動の運営・経営に必要なスキルの向上や専門性を向上させる知識の習得などを目的に開催するものです。

エ) 講座の参加を促す広報

オ) 登録団体に講師依頼することによる市民活動団体支援

③ 団体交流会の開催（年1回）

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 「できます」、「求めます」の見える化

エ) 参加団体の活動が分かる持ち帰り可能な名刺大のPRパネル

オ) 団体のシーズ・ニーズ情報の冊子配布

カ) 登録個人者の参加促進

④ 新たな市民活動の創出に関する事業

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 自主事業「地域ふれあい食堂（仮称）」の開催

地域の子どもたちの居場所事業「地域ふれあい食堂（仮称）」を開催します。食事の提供はもとより、子育て相談、学習支援などを地域の団体と協働しながら実施します。

⑤ 地縁組織の活性化に関する事業

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 地縁組織担当スタッフの設置

エ) 地縁組織との連携ノウハウの蓄積と汎化

NPOと地域組織とが連携を図る機会を捉える目を養い、一つ一つの事例において、経験を積み、ノウハウを蓄積していき、ゆくゆくは全スタッフにそれらノウハウを浸透させていきます。

オ) 定期的な公民館訪問の実施

大府市内9カ所の公民館を定期的に訪問して、館長らと顔の見える関係づくりを深めていくことで、いつでも気軽に相談してもらえるような関係性を築きます。

⑥ 目標（指標）の達成見込みについて

(2) (1)に掲げるもののほか、市民活動の健全な発展に必要なことについて

① 基本的な考え方

② 市民活動に関する相談事業について

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 市民活動の創出に関する相談及び援助業務

市民活動の創出としての相談は、新規団体の立ち上げや登録の相談が大半を占めています。新規立ち上げの団体には、活動の目的や今後の進め方をしっかりヒアリングし、会員の集め方、チラシの作成や効果的なPR方法など、活動が軌道に乗るまで、状況に応じた適切な支援・援助を行います。

エ) 市民活動の拡大に関する相談及び援助業務

相談は、協働・連携における相談が大半を占めています。こうした団体の強みや弱み、望む方向性を丁寧にヒアリングし、効果的と見込まれる協働・連携先を提案します。

オ) 市民活動の継続に関する相談及び援助業務

人手不足については、団体のPR力の強化や効果的なPR方法の提案を行ったり、人手不足の背景に隠れている問題を掘り起こし解決の方法を一緒に探るなど、多角的な視点で提案をしています。資金不足については、団体の活動内容に合わせた助成金情報を案内し、申請書の書き方などのアドバイスを行う他、会員の増やし方、寄附金の集め方、活動に合わせた収益事業の提案や、販売機会の案内などを行っています。

カ) 同行相談の実施

③ 市民活動に関する情報収集事業について

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 書籍や機関誌等紙媒体による情報の収集

④ 市民活動に関する情報提供事業について

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 館内展示による情報提供

エ) ホームページの適正な維持管理

オ) 情報誌「こらびい」の発行

カ) メールマガジンの発行

キ) メールマガジン登録者数の拡大

ク) 各種資料・図書等の収集及び整理並びに掲示、配架

ケ) 他団体との連携による情報共有

コ) SNSによる情報提供

サ) 動画配信サイトによる情報提供

⑤ コラビアまっりの開催について

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) 市民活動団体のつながりの場としての機会提供

エ) 市内で唯一のファンレイジングイベント

オ) 企業・学生との協働・連携によるイベント運営

豊田自動織機長草工場組長会など、企業との協働・連携により、参加団体の負担を大きく軽減しています。また、知多メディアネットワークによるブース出展や取材により出展団体の活動を広く広報・啓発する機会を提供しました。

また、当日の運営には近隣の学校関係者の協力を得て、中学生、高校生、大学生を学生ボランティアとして受け入れることで、若年者の市民活動への意識啓発を行っています。

⑥ 市民活動の理解促進・市民活動団体の発掘育成のための調理室イベントの開催

ア) 認識・考え方

市民活動への理解促進、市民活動団体の発掘育成のため、「食」をテーマとした調理室イベント「エンジョイ! コラビア」を7月下旬から約10日間、毎年開催しています。

イ) 現状・課題

ウ) スタッフの担当制による団体の支援及び関係性の強化

エ) 活動報告書による企画運営ノウハウの共有

⑦ ワンデイシェフの運営について

ア) 認識・考え方

市民活動の創出、拡大、継続のための方法としてワンデイシェフを実施し、当施設内交流スペースにて「こらび庵」として飲食の提供を行っています。

イ) 現状・課題

ウ) 衛生管理を徹底した運営

毎年1回、シェフグループを対象に保健所職員による衛生講習を実施し、衛生管理への意識啓発を行っています。

エ) 食事のため来館した市民への広報・啓発

オ) 施設特性を生かした協働・連携

市主催事業「子ども料理コンクール ビストロおぶちゃん」やランチ付き講座の開催など、調理室機能を生かした協働・連携を今後とも進めていきます。

⑧ 寄附文化の醸成

ア) 認識・考え方

イ) 現状・課題

ウ) コラビアまつりでの取り組み

寄附文化の醸成について、「コラビアまつり」の企画の一つ「ファンレイジングイベント」を毎年継続して実施してきました。

⑨ 目標（指標）達成見込みについて

(3) 改革改善について

① これまでの取組の検証

ア) 登録団体の現状

当施設では、2年に一度登録団体の実態調査をしています。残念ながら活動を止めた団体もあります。令和元年度まで、登録団体数は順調に右肩上がりが増加してきたものの、新型コロナが流行していた令和2年度中の調査では、40近くの団体が活動を休止し、登録を外れることとなってしまいました。

イ) 地縁組織支援の現状

地縁組織との連携は、平成29年度から取り組み始め、現在では、公民館周りを積極的に行ったり、地縁組織が当施設に気軽に来館していただいたりと、顔の見える関係づくりが出来つつあります。自主防災活動などの協働事業の事例も出てきています。

ウ) 多様化・複雑化・個別化する地域課題への対応の現状

② 改革改善すべき課題の設定

ア) 登録団体のステージアップを促す内発的動機づけ支援

イ) 地縁組織に対する理解促進

ウ) 多様化・複雑化・個別化する地域課題に対応した相談・援助レベルの向上

③ 課題を解決する具体的提案

ア) 登録団体の内発的動機づけを促す、理念の自己覚知支援と事業企画支援

登録団体のステージアップを促すための内発的動機づけ支援には、自団体の理念の自覚を促すことが考えられます。理念とは、その団体の最上位の活動目的を表すものであり、社会的役割をも示唆するものです。また、市の「協働企画提案事業」をはじめとした助成金等への応募は、自団体の社会的役割を認識する大きな機会となります。

イ) 地縁組織連携強化のためのフィールドワーク視点の導入

ウ) プロボノを活用した相談援助活動の実施

当施設では、講座等の集合研修による支援以外に、市民活動団体の個別具体的なニーズに寄り添った相談援助活動を行っています。例えば、中部プロボノセンターと連携して、市民活動団体の持つ課題に対して、プロボノが継続的に伴走支援に入れるようコーディネートしていきます。

④ 公民館等市内公共施設との差別化について

当団体では、これまでも当施設において、市民活動の健全な発展を意識し、目的を明らかにした講座・イベントを開催することで、差別化を図ってきました。

(4) サービス向上について

① 基本的な考え方

② 施設の利用促進、利用者の増加について

③ 利用者の意見を取り入れる仕組みについて

- ア) 利用者の声BOXの活用によるサービス向上及び改善点のフィードバック
- イ) 定期アンケートの実施
- ウ) 施設内ヒアリング
- エ) 施設外の情報収集

④ 障がい者、子ども及び高齢者の立場に立った利用への配慮について

- ・障がい者・・・筆談による対応、車いすの設置、就労支援としてのワンデイシェフ登録、活動の場の提供
- ・子ども・・・施設利用ルールの徹底、社会見学の受入れ、学生ボランティアの受入れ
- ・高齢者・・・印刷機器等の作業補助、PC操作支援、利用者に応じた介助

(5) 施設管理、安全対策（リスクマネジメント）について

① 基本的な考え方

② 周辺環境や地域住民等への配慮について

当施設のスタッフ自らがアダプトプログラムに登録し、毎月月初めの火曜日に30分、当施設及び当施設と国道155号線との間の歩道をスタッフ全員が清掃することで、周辺環境の美化に努めています。

地域住民等への配慮については、利用者が近隣マンションの駐車場等無断で使用しないよう、チラシや館内表示を行っています。

③ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮について

- ・空調の設定温度は夏期26度以上、冬期22度以下で徹底する。
- ・不要な照明やOA機器などのスイッチはオフにする。
- ・グリーンカーテンの設置で光熱費の削減と市民への啓発
- ・食器洗浄機導入による水道水使用料の軽減

④ 利用者の安全対策について

- ア) 安全管理に関するマニュアルの整備
- イ) 定期的な訓練の実施
- ウ) 救急用品、資機材等の常備
- エ) 各保険への加入
- オ) 利用者が事故等で負傷した場合の対応
- カ) 負傷者へのお見舞い及び再発防止措置

⑤ 災害その他緊急時の危機管理体制について

ア) 職員体制及び配置人員について

職員体制及び配置人員について、施設の適切な管理運営及び維持管理が行えるよう、スタッフを常時2名以上配置します。また、施設管理運営上の責任者が不在とならないような運営体制とします。

- イ) 火災発生時の対応及び再発防止措置
- ウ) 地震発生時の対応及び事後措置
- エ) 風水害への対応（落雷、集中豪雨など）
- オ) 感染症拡大防止への対応

⑥ 個人情報保護について

ア) 個人情報保護方針の周知及び個人情報保護マニュアルの整備

イ) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する体制

事務局に組織全体の個人情報保護及び情報セキュリティを啓発する部署を設けています。また、各施設においてはセンター長を個人情報保護責任者（兼 情報資産取扱責任者）とし、全スタッフが個人情報保護担当者として、情報セキュリティを遵守します。さらに、当団体の事務局に個人情報保護や情報セキュリティに関する苦情・相談窓口を設置します。

4 業務の実施に関する計画についての考え方

(1) 物的能力について

① 当団体の経営状況

② 必要な資機材の確保について

新たな資機材の導入に当たっては、利用者からの要望をアンケートや相談記録に残すことで把握し、毎週行っているスタッフミーティングにて要望があったことを共有し、必要であるかどうか、他の要望や費用対効果とのバランスを考え、導入の可否、優先順位を定めて計画的に導入を図っています。

③ 当団体としての当施設管理運営のサポート体制について

当団体は本部が安城市にあり、代表含め、本部スタッフが安城市内に常駐していますので、いざという時の初動にも万全の体制を構築できています。

(2) 人的能力について

① 職員の能力・資格について

当団体は当施設の管理運営に必要な能力として、食品衛生管理者やボランティアコーディネーション力をはじめとする施設管理運営や市民活動の協働・連携に役に立つ資格を持つスタッフ、企業との協働・連携のパイプを持つ企業OBなどを配置し、市民活動の健全な発展に努めています。

② 職員の研修について

ア) 公の施設の指定管理者として最高のサービスが提供できる人材育成

イ) 市民活動センターのコア機能としての「コーディネーター」の育成

ウ) 求められる人材を実現するための計画的スキルアップ

エ) 接遇研修

オ) 具体的な研修内容

管理運営に携わる全スタッフに対し、利用者に心地よく利用して頂くための接遇研修等を行います。ならびに事務処理・個人情報保護・緊急時対応などの運営に必要な基本的能力の知識と技能についても習熟の機会を設けます。マッチングやコーディネート等市民活動センター特有の業務に対応できるよう、各業務の中心となる技術と補足すべき関連技術について、当団体専門指導員や外部講師による指導を行います。

③ 市・関係団体との連携について

当団体は、当施設開設時の平成21年度より、市の担当課や地域の関係団体との信頼関係構築を意識して、お互いに協力し合いながら、管理運営を行なって参りました。今後とも、市や関係団体との連携に努め、設置目的の実現に邁進してまいります。

④ 職員配置計画について

センター長、副センター長、企画運営スタッフを配置し、管理者が不在の日が生じないようにします。また、社会保険労務士の指導のもと、労働基準法をはじめとした関係法令等を遵守し、適正に管理運営をします。

5 公正かつ的確に行うための考え方

(1) 収支計画について

- ① 積算根拠について
- ② 事業計画との整合性について
- ③ 経費の縮減について

トヨタ生産方式による「ムリ・ムダ・ムラ」が生じていないかといった視点による業務改善及び効率化や、スタッフや団体の努力による外注費、管理費等を極力抑えた運営を行うことで、今まで数々の経費削減を実現させてきました。

(2) 地域密着性について

- ① 基本的な考え方
- ② 経営主体と当施設の関係について

当団体は、安城市に本部を置く団体です。経営主体は大府市ではありませんが、平成21年度より大府市の当施設の管理運営を担って14年目を迎え、大府市との関係を深めてまいりました。

- ③ 職員の採用・雇用に当たって

当団体は地元市民の雇用を促進し、それぞれが地域に密着した活動に邁進^{まい}しています。一方で、地域活動の活性化には、一般に「よそ者」の力が大事だと言われています。「よそ者」の良さも意識して管理運営できることも、また当団体が管理運営する時の特長と言えます。

- ④ 大府事務所設置計画について

当団体が当施設の管理運営を担って14年。大府市内の関係団体とのネットワークも熟成されてきました。今後の計画として、当団体の大府事務所を開設し、大府市内の団体として当施設の管理運営が行えるようにし、より一層、地域密着性を向上させることを計画しています。

大府市民活動センター審査結果

※満点 400点 / 基準点 240点 (6割)

評点	5	10	20
優れている	5	10	20
やや優れている	4	8	16
普通	3	6	12
やや劣っている	2	4	8
劣っている	1	2	4

審査基準	評点	基準点	評価点
			特定非営利活動法人 愛知ネット
1 利用者の平等利用が確保されること。			
(1) 平等利用及び適格性の確保			
① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。	20	12	20
② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。			
③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。			
小計	20	12	20
2 指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。			
(1) 市民活動の創出、拡大、継続のための研修及び学習機会の提供			
① 仕様書に示した講座が、対象者、目的に偏りなくバランスよく計画されているか。	40	24	32
② 新たな市民活動の創出に資する事業の具体的な提案はあるか。			
③ 地縁組織の活性化に資する事業の具体的な提案はあるか。			
④ 事業計画は、目標（指標）が達成できると見込まれるものであるか。			
(2) (1)に掲げるもののほか、市民活動の健全な発展に必要なこと			
① 市民活動の創出、拡大、継続のための相談事業が用意されているか。	40	24	32
② 市民活動の創出、拡大、継続のための情報収集、提供事業が計画されているか。ICT技術が適切に活用されているか。			
③ コラボまつりは、市民活動の創出、拡大、継続のための事業計画となっているか。			
④ 調理室を活用したイベントが、市民活動への理解促進、市民活動団体の発掘育成のために計画されているか。			
⑤ ワンデイシェフを適切に実施できるか。			
⑥ 寄附文化を醸成する取組は計画されているか。			
⑦ 事業計画は、目標（指標）が達成できると見込まれるものであるか。			
(3) 改革改善			
① これまでのコラボの取組を検証しているか。課題があるとすれば、その課題を解決する具体的な提案があるか。	40	24	34
② 事業の提案内容に創意工夫や斬新性は認められるか。			
③ 公民館等市内公共施設との差別化は図られているか。公民館等市内公共施設の講座、イベントと類似の事業計画はないか。			
(4) サービス向上			
① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。	20	12	16
② 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。			
③ 障がい者、子ども、高齢者の立場で利用への配慮はされているか。			
(5) 施設管理、安全対策（リスクマネジメント）			
① 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。	40	24	34
② 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。			
③ 利用者の安全対策は適切に示されているか。			
④ 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。			
⑤ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。			
⑥ 共同企業体による応募の場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。			
小計	180	108	148
3 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。			
(1) 物的能力			
① 団体の経営状況は良好か。（過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。）	40	24	28
② 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。			
③ 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
(2) 人的能力			
① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。	40	24	32
② 管理運営に必要な資格を取得している職員がいるか。または確保の予定があるか。			
③ 施設の適切な運営や事業の効果的な実施のための研修が確保されているか。			
④ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。			
⑤ 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
小計	80	48	60
4 その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。			
(1) 収支計画			
① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。	40	24	24
② 事業計画との整合性は図られているか。			
③ 事業計画を実行するための、必要な経費がすべて計上され、整合性は図られているか。			
④ 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
(2) 地域密着性			
① 経営主体が大府市内にあるか。	80	48	48
② 経営主体がサービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。			
③ 職員の採用にあたって、大府市民の雇用が図られているか。			
小計	120	72	72
合計	400	240	300

議案第79号関係

統合新設保育園建設工事の変更概要

1 工事の場所 大府市馬池町二丁目地内

2 変更概要

(1) 単品スライド条項の適用

新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響に伴う急激な原材料費等の高騰により、大府市公共工事請負契約約款の規定に基づく単品スライドの請求に対応するもの

(2) 仕様及び設計の変更

ア 水替えの増工

地下水や水分が多い土質で、かつ、雨天が多かったことから、基礎工事の際に水替えが必要となったため増工するもの

イ 簡易土留めの増工

地盤が緩い箇所における作業の安全性を考慮して増工するもの

ウ 建具等の増工

保育士の意見等を踏まえて増工するもの

(ア) エントランス及び遊戯室の掲示壁の増設

(イ) 遊戯室出入口付近のカーテン及びカーテンレールの増設

(ウ) 多目的室の収納スペース用扉の増設

(エ) 調乳室の吊り戸棚の増設

(オ) 消火器ボックスの落下対策の強化

3 変更契約金額 45,232,000円

内訳 (1) 単品スライド条項の適用 42,515,000円

(2) 仕様及び設計の変更 2,717,000円